

(質問第三百三十号) 昭和二十二年十一月二十八日配付

少年盲人教育等に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月二十六日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

少年盲人教育等に関する質問主意書

一、盲学校に就学せる少年は四〇％であるが、外の六〇％は、未教育のままである。新憲法により平等に、國家は教育し文化を向上せしむべきであるが政府の処見を問う。

二、少年でなくとも青年にても教育し盲人のため、萬全の良策を樹立すべきであるが処見を問う。

三、六・三制の実行上、政府は非常なる困難下にあると信ず。國民又、非常なる不便してあるが、幸い佛教國と称さるる日本には大寺院が町村に存在している、寺院も世の變りにて収入も限少してあるので新築出来ない学校として、臨時に茲十年間ぐらい寺院を利用しては如何。